

今回のテーマ「技能実習法の施行状況検討の時期-続報⑩」について

情報通信 183号の続報です。「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議 7回目（4/28開催）配布資料「**中間報告書（案）**」が公表されました。中間報告書は「外国人材の受入れ・共生に関する**関係閣僚会議**」に提出されます。

◎4/19開催の有識者会議第6回目「中間報告書（案）（概要）」から修正された箇所は赤字表示されています。

中間報告書（案）（概要）（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議事務局作成） 資料1-4

検討の視点		
我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として外国人材の適正に受け入れな受入れを図ることにより、我が国日本で働く外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現するとともに、我が国の深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする必要がある。このような観点から、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指す。		
検討の基本的な考え方		
論点	現状	新たな制度
制度目的と実態を踏まえた制度の在り方	人材育成を通じた国際貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成（未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成）を目的とする新たな制度の創設（実態に即した制度への抜本的な見直し）を検討</li> <li>特定技能制度は制度の適正化を図り、引き続き活用する方向で検討し、新たな制度との関係性、指導監督体制や支援体制の整備などを引き続き議論</li> </ul>
外国人が成長しつつ、中長期に活躍できる制度（キャリアパス）の構築	職種が特定技能の分野と不一致	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる（主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方等は引き続き議論）</li> <li>現行は対象分野でない技能実習職種の特定技能対象分野への両制度の全ての職種や分野等追加及び並びに特定技能2号の対象分野の追加及びその設定の在り方について、必要性等を前提に検討</li> </ul>
受入れ見込数の設定等の在り方	受入れ見込数の設定のプロセスが不透明	業所管省庁における取組状況の確認や受入れ見込み数等の設定、対象分野の追加等設定は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとする等の措置を講じることでプロセスの透明化を図る
転籍の在り方（技能実習）	原則不可	人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する（転籍制限の在り方は引き続き議論）
管理監督や支援体制の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>監理団体、登録支援機関、技能実習機構の指導監督や支援の体制面で不十分な面がある</li> <li>悪質な送出国が存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関を厳しく適正化・排除する必要</li> <li>監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る（機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め、引き続き議論）</li> <li>外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る</li> <li>悪質な送出国の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化</li> </ul>
外国人の日本語能力向上に向けた取組	本人の能力や教育水準の定めなし	一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける

今後の進め方

中間報告書で示した検討の方向性に沿って具体的な制度設計について議論を行った上、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめる。

中間報告書（案）  
26～27頁

詳しくは、出入国在留管理庁HPを確認ください。  
<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

(2) 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築（両制度の対象職種の在り方を含む。）

○ 新たな制度と特定技能制度は、外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できるわかりやすい制度とする観点から、新たな制度から特定技能制度への移行が円滑なものとなるよう、その対象職種や分野を一致させる方向で検討すべきである。

○ その際、現行の両制度の全ての職種や分野を含め、人材確保の面からは特定技能制度の対象分野に関する考え方を基本としつつも、人材確保の面からは特

定技能制度の対象分野に関する考え方を基本としつつも、具体的な対象職種・分野について、業界からの要望及び受入れの必要性を前提として生産性向上や国内人材確保のための取組状況を検証した上で検討することとし、最終報告書の取りまとめに向けて具体的に議論していくこととする。

○ 技能実習における対象職種のうち、現行の特定技能制度の対象分野に含まれていないものについても、業界からの要望及び受入れの必要性を前提として追加を検討すべきである。